

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置 (国税34)(法人税:義) (地方税34)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>公衆衛生の向上及び国民生活の安定に資するよう、国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業者の事業活動の活性化に必要な総合的な税制上の措置を講ずる。</p> <p>具体的には、生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度(以下、「共同利用施設税制」という。)について、対象設備を喫緊の重点課題に重点化した上で、適用期限を平成26年度末までの2年間延長するとともに、法人の支出する交際費等の損金不算入制度(以下、「交際費課税」という。)について、所要の見直しを行う。</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○共同利用施設税制 創設年度 昭和55年度 期限切れごとに延長要望(直近は平成24年度)</p> <p>○交際費課税 創設年度 昭和29年度</p>
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (平成25年度～平成26年度)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。</p> <p>生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。</p> <p>共同利用施設税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図る。</p> <p>また、景気悪化や東日本震災の影響等により、深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとするため、交際費課税の見直しにより、法人企業の営業活動を促進し、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要の喚起を図る。</p>

		<p>《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。また、交際費課税については、法人企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「大企業製造業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行）、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁）やGDPギャップの数値等を参考にする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数。法人企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「大企業製造業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行）、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁）やGDPギャップの数値等を参考にする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生は国民生活と極めて密着し（全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11.4%）、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係事業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに労働環境の改善及び福利厚生の実施等を強力に推進する必要がある。</p> <p>現在の生活衛生関係営業の業況判断DI（▲46.7＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成24年1-3月期）は低調で、経営状況の悪化が懸念されている。さらに、今後見込まれる新たな負担増による消費意欲回復の妨げ、為替動向への懸念、電力料金の値上げや夏場の電力供給不安など中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。</p> <p>このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる共同利用施設税制により、生活衛生同業組合等の設備投資（共同利用施設取得）を誘因する必要がある。</p>

			<p>また、①個々の法人企業に対して飲食費を損金として認めることにより、営業活動の促進を図るとともに、②飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要を喚起し経済の活性化に繋がるという、ミクロとマクロの両面で効果を発揮する交際費課税について検討を行うことが必要である。</p>																						
8	有効性等	①: 適用数等	<p>○過去5年間の共同利用施設の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(対象施設数)</th> <th>(特別償却対象設備取得額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>2</td> <td>9.4百万円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2</td> <td>170.0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>共同利用施設の取得のためには相当の費用を必要とするが、生活衛生関係営業者は中小零細事業者で、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであったが、中小企業にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要がある。</p> <p>○過去5年間の交際費支出額の推移</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>3,533,828百万円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>3,379,994百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>3,226,064百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,997,859百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2,935,972百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 国税庁「会社標本調査」</p>		(対象施設数)	(特別償却対象設備取得額)	21年度	0	—	22年度	2	9.4百万円	23年度	2	170.0百万円	平成18年度	3,533,828百万円	平成19年度	3,379,994百万円	平成20年度	3,226,064百万円	平成21年度	2,997,859百万円	平成22年度	2,935,972百万円
	(対象施設数)	(特別償却対象設備取得額)																							
21年度	0	—																							
22年度	2	9.4百万円																							
23年度	2	170.0百万円																							
平成18年度	3,533,828百万円																								
平成19年度	3,379,994百万円																								
平成20年度	3,226,064百万円																								
平成21年度	2,997,859百万円																								
平成22年度	2,935,972百万円																								
		②: 減収額	<p>○共同利用施設税制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(減収額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>0.2百万円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2.2百万円</td> </tr> <tr> <td>24年度(推計)</td> <td>1.0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも(社)全国生活衛生同業組合中央会調べによる</p>		(減収額)	21年度	0	22年度	0.2百万円	23年度	2.2百万円	24年度(推計)	1.0百万円												
	(減収額)																								
21年度	0																								
22年度	0.2百万円																								
23年度	2.2百万円																								
24年度(推計)	1.0百万円																								
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 創設時～平成27年3月)</p> <p>財政政策の緊縮スタンスや資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより中小零細事業者にとって国内マーケットは厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、営業施設の衛生水準の向上、経営基盤の強化に寄与している。</p> <p>しかし、共同利用施設の取得のためには相当の費用を要するため、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的としたすし共同研修棟の建設が進められたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設や共同保育施設を設置し零細事業所の生産性・定着率の向上、人材の能力活用に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、政策目的の実現</p>																						

を図っていく。

経済情勢の一部で持ち直しの動きが見られたものの、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需及び海外経済の減速等により、再び予断を許さない状況となっており、大企業製造業の業況判断DI（平成24年6月）は▲1、中小企業の業況判断DIは▲21.7（平成24年4～6月）となっており、我が国経済をとりまく環境は依然厳しい状況となっており、交際費課税に係る本措置により法人企業の経営安定を図ることが必要。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成27年3月）

本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた。

また、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的としたすし共同研修棟の建設が進められたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設や共同保育施設を設置し零細事業所の生産性・定着率の向上、人材の能力活用に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、本措置適用組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化を後押しする。

また、平成23年「中小企業税制に関するアンケート」でも、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が70.4%、新規顧客の開拓のため必要不可欠」という回答が36.7%となっており、交際費支出が中小企業の経営安定にとって必要不可欠であるということが把握できる。コスト削減傾向の中、交際費支出額は若干の減少傾向にあるものの、每期概ね一定の利用実績があり、本措置に対する中小企業者の期待、及び経済波及効果は相対的に高まっているものと考えられ、経営安定への寄与は図られていると推察できる。経済情勢の減速や円高進行を受け、中小企業の取引環境は更に厳しいものとなっており、本措置により、中小企業等の経営安定を図る必要がある。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：創設時～平成27年3月）

国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資（共同利用施設の取得）が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。また、震災復興の足かせの懸念があるほか、少子高齢化、子育て・共働き世帯の増による社会的孤立の懸念への対応や節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入など、経済・社会的に必要なニーズに則することができなくなる。また、法人企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は法人企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：創設時～平成27年3月）

本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の

			<p>改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化（税収の増大）に寄与する。</p> <p>また、近時の経済低迷のなか、法人企業等は徹底的なコスト削減圧力が求められているが、交際費は取引先との関係維持、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、本費用にかかる税制措置により営業性資金の確保を支援することは必要不可欠な支援である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>生衛業は国民生活と極めて密着し(全産業 589 万事業所のうち 19.5%、全従業者 5,844 万人のうち 11.4%)、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点は特に重要である。共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生衛業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和 54 年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和 55 年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生衛業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性はある。</p> <p>また、資本金 1 億円超の法人企業においては、交際費について全額損金性が認められていないため、交際費支出を抑制する傾向があり、経済活動の沈滞化を招く要因となっている。交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和 29 年度に制度創設されたものであるが、近年、我が国経済はデフレ経済のもとで、国外及び国内に端を発する景気悪化により、地域経済の疲弊、雇用の縮小と賃金水準の低下、生産拠点の海外展開の加速、株安・円高を背景とした企業・消費者マインドの冷え込み、生活保護受給者の増加など非常に深刻な状況が継続している。</p> <p>こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本要望措置により見直し、法人の支出する交際費の損金性を認め、新規顧客の開拓や販売促進の手段としての交際費支出を政策誘導する。これにより、低迷する企業活動の円滑化を図るとともに、飲食店営業を中心とする生活衛生関係営業等の需要を喚起し、派生需要や乗数効果を通じ GDP 及び税収の増加を確保することで、財政収支の改善に寄与する。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。</p> <p>また、平成24年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成24年7月19日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p> <p>さらに、『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月